

うるま市専門家等活用支援助成金のご案内

本市の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者等が中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を各種助成金の申請や相談等で活用し生じた費用に対し、予算の範囲内において、うるま市専門家等活用支援助成金を交付いたします。

対象者

助成金が受けることができる者は、次に掲げるすべてに該当する者とする。

- ① 個人事業者 事業主の住所が本市である者又は事業所の所在地が本市である者
法人 主たる事業所の所在地が本市である者
- ② 専門家等に費用を支払った者
- ③ 市税の滞納がない者(新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予の許可を受けている者も含む。)

助成金額

費用の1件あたりの助成上限 30,000 円

(※1 事業者あたり 3 回まで助成を受けることができます。)

助成の対象となる期間は令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 2 月 26 日まで。

申請期間及び申請方法、必要書類

- ・**申請期間** 令和 2 年 6 月 15 日～令和 3 年 2 月 26 日
- ・**申請方法** うるま市専門家等活用支援助成金要綱をご確認いただき必要書類を商工労政課までご提出宜しくお願い致します。

・必要書類

- ① 専門家等活用支援助成金交付申請書
- ② 宣誓書
- ③ 専門家等活用支援助成金請求書
- ④ 債権者登録申請書(助成金は口座振り込みになりますのでこちらも記載下さい)
- ⑤ 委任状(代理申請を行う場合はこちらをもご記入ください。)

※申請書等はうるま市ホームページもしくは商工労政課窓口でお受け取りいただけます。

その他必要書類

【個人事業所の場合】

- ⑥ 相談費用の領収書 ⑦ 直近の確定申告等の写し ⑧ 完納証明書

【法人の場合】

- ⑥ 相談費用の領収書 ⑦ 決算書の写し ⑧ 完納証明書

～申請から助成金交付の流れ～

1. 申請書類を提出(必要書類の①②⑥⑦⑧ 委任の方は⑤もご提出ください。)
2. 交付確定通知書の受取り
3. 債権者登録申請書及び請求書の提出(必要書類の③④)
4. 後日、口座へ振り込み致します。